**平成30年度 大阪府社会福祉法人等指導監査 実施方針**

　平成30年度の大阪府の社会福祉法人等に対する指導監査については、

　　①法定受託事務である社会福祉法人に対する指導監査（以下「法人監査」という。）

　　②自治事務である社会福祉施設に対する指導監査（以下「施設監査」という。）

　それぞれについて、以下のとおり行うこととする。

**１　法人監査**

法人監査は、社会福祉法第56条第１項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、

　法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことに

　より、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。

　　実施にあたっては、社会福祉法人指導監査要綱（平成29年４月27日付け厚生労働省三局長

　通知）で示された「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。

　　なお、昨年度７月から10月にかけて実施した「法人ヒアリング」については、今年度は

　実施せず、従前どおり実地にて監査を実施する。

**２　施設監査**

　　施設監査は、施設種別ごとに定められた個別法や指導監査実施要綱等に基づき指導監査を

　おこなうことにより、適正な事業運営及び施設運営の確保を図るものとする。

　　　◆実施時期：概ね７月下旬から平成31年３月上旬の間で実施

　　　◆監査時間の弾力的運用

　　　　　　　　：本部監査を伴わない保育所、幼保連携型認定こども園の監査については、

　　　　　　　　　限られた時間内で、重点項目を中心に監査を行う。

　　　　　　　　　　施設調書を基に、事前に精査を行い、監査当日は不明確な点や、実地

　　　　　　　　　　により確認すべき事項（用途変更等）を中心に効率的に確認する。

　　　　　　　　　　（概ね４時間程度で対応。）

　　　　　　　　　　午前開始の場合：10:00～15:00頃　午後開始の場合：13:30～17:00頃

**３　監査対象施設の選定**

　①　今年度も施設種別ごとの集中監査月間は設けずに、過去の監査結果等を踏まえ、利用者

　　支援や職員処遇等の改善状況について確認を要する施設などから優先して実施する。

　②　幼保連携型認定こども園については、主に平成27年度、28年度に設置認可以降、

　　監査未実施の施設を優先して実施する。

**４　施設監査における重点項目の設定**

**１．救護施設**

　　　①非常災害に関する具体的な計画の策定に関する事項

　　　②定期的な避難・救助等の訓練の実施に関する事項

　　　③消防法その他の法令等に規定された設備の設置に関する事項

**２．児童養護施設**

　　　①個人情報の取り扱いに関する事項　　　②子どもの権利擁護に関する事項

　　　③防犯に係る安全の確保に関する事項　④非常災害対策に関する事項

**３．老人福祉施設**

　　　①高齢者虐待防止の取り組みや身体拘束に関する事項

　　　②介護サービスの質の向上（人材育成・苦情解決を含む）に関する事項

　　　③非常災害対策や事故発生防止に関する事項

**４．障がい者支援施設・障がい児入所施設**

　　　①防犯､安全確保対策に関する事項　　②非常災害対策に関する事項

　　　③成年後見制度の活用に関する事項（障がい者支援施設のみ）

　　　④事故防止対策に関する事項　　　　⑤虐待防止対策に関する事項

**５．保育所、幼保連携型認定こども園**

　　　①設備基準（変更手続き）に関する事項　　②防犯に係る安全の確保に関する事項

　　　③非常災害対策に関する事項

**６．全施設共通〔食事提供について〕**

　　　①保存食に関する事項　　　②給食材料の発注量及び在庫管理状況に関する事項

**５　府における監査実施体制**

　　施設監査の実施に当たっては、施設への指導権限等を有する各事業担当課が互いに連携を

　密にし、当該事業担当課職員の参画による施設監査を実施する。

**６　公認会計士の同行による指導監査**

　　指導監査の充実を図るため、必要に応じて、会計の専門家である公認会計士の資格を有する

　監査員を同行させて、施設監査を実施する。

**７　市町村との連携による指導監査**

　　市町村と指導権限等を共管する施設については、平素から緊密な情報交換を図るなど連携を

　図り、同時監査（並行監査）の実施に努める。

**８　指導監査の結果及び改善状況の報告**

　①法人監査の結果及び改善状況の報告について

　　　「指導監査ガイドライン」に定められた「指摘基準」に応じ、社会福祉法人指導監査実施

　　要綱「５指導監査の結果及び改善状況の報告」に定める文書指摘等の指導を行う。

　②施設監査の結果及び改善状況の報告について

　　（ア）監査の結果、違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な

　　　　措置をとるべき旨を文書により指導する。

　　（イ）改善措置の具体的な内容について、期限を付して報告をさせ、必要と認める場合には、

　　　　改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができる。

　　（ウ）違反の程度が軽微である場合又は違反について文書による指導を行わずとも改善が

　　　　見込まれる場合は、口頭により指導する。

　　（エ）法令又は通知等の違反が認められない場合で、施設運営に資するものと考えられる

　　　　事項についての助言を行うことができる。

**９　特別監査**

　　運営等に重大な問題を有する施設を対象に随時実施する。

　　また、指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善しない施設に対して実施する。

**（参考）　施設監査における主な確認事項について**

　①法人本部監査項目（「指導監査ガイドライン」項目）

　　Ⅰ　法人運営　１：定款（必要事項の記載、変更の所定の手続き、備置き・公表）

　　　　　　　　　２：内部管理体制

　　　　　　　　　３：評議員・評議員会（選任、適格性、定数、招集・運営　等）

　　　　　　　　　４：理事（定数、選任及び解任、適格性、理事長　等）

　　　　　　　　　５：監事（定数、選任及び解任、職務・義務　等）

　　　　　　　　　６：理事会（審議状況、記録、債権債務の状況　等）

　　　　　　　　　７：会計監査人

　　　　　　　　　８：評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬（支給基準、公表　等）

　　Ⅱ　事　　業　１：事業一般（定款に基づく事業実施、地域における公益的取組の実施　等）

　　　　　　　　　２：社会福祉事業、公益事業、収益事業

　　Ⅲ　管　　理　１：人事管理

　　　　　　　　　２：資産管理（基本財産、基本財産以外の財産、株式保有、不動産の借用）

　　　　　　　　　３：会計管理（会計の原則、規程・体制、会計処理、会計帳簿、

　　　　　　　　　　　　　　　　決算及び計算関係書類、附属明細書　等）

　　　　　　　　　４：その他（特別の利益供与の禁止、社会福祉充実計画、情報の公表　等）

　②施設監査（職員処遇関係項目）～施設の運営管理体制の確立～

　　Ⅰ　人事管理の適正化（職員の確保及び定着化等）

　　Ⅱ　職員研修等資質向上対策の推進

　　　　　（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講、内部研修の充実等）

　　Ⅲ　就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程類の整備

　　Ⅳ　労働時間と休憩等の取扱い（労働時間の短縮等労働条件の改善等）

　　Ⅴ　夜勤、宿日直の取扱い

　　Ⅵ　職員健康診断の適正な実施

　③施設監査（施設会計関係）～会計経理の適正運用～

　　Ⅰ　社会福祉法人会計基準・学校法人会計基準等及び経理規程に基づく会計経理及び契約

　　Ⅱ　内部牽制体制の確立、施設の会計事務処理の執行管理体制の強化

　　Ⅲ　利用者負担金及び寄附金等の取扱い

　　Ⅳ　運営費（措置費）等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理

　④施設監査（利用者支援関係）～適切な利用者支援の確保～

　　Ⅰ　利用者の意向や希望の尊重と良好な生活環境の確保

　　Ⅱ　利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保

　　Ⅲ　身体拘束ゼロへの取組み及び虐待防止の取組み

　　Ⅳ　利用者支援の充実

　　　　　　　　（個別支援方針の策定、ケース記録等の整備・ケース会議の実施、

　　　　　　　　　入浴、排泄等支援の充実、褥瘡予防対策、リハビリテーション、

　　　　　　　　　寝たきり予防策、健康管理対策、保健･医療の確保、相談体制、

　　　　　　　　　家族との連携、関係機関との連携、苦情解決、福祉サービス向上への対応状況）

　　Ⅴ　自立、自活等への支援

　　Ⅵ　事故防止の取組み及び事故発生時の適切な対応

　　Ⅶ　安全確保対策の充実・強化

　　　　　　　　（避難、消火訓練の実施、非常時における地域の協力体制の確保、

　　　　　　　　　消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備、

　　　　　　　　　防犯に係る安全性の確保　等）

　⑤施設監査（食事提供関係）～安心安全な食事提供のために～

　　Ⅰ　安全、適切な食事提供の確保（給食運営形態、契約内容、施設内調理の実施　等）

　　Ⅱ　施設利用者に応じた栄養の確保と充実した食事の提供

　　　　　　　　（給与栄養目標量の設定、食事内容、アレルギー・咀嚼・嚥下困難者等に

　　　　　　　　　配慮した食事の提供、食育、他機関の指導・助言・連携の有無　等）

　　Ⅲ　衛生管理の徹底

　　　　　　　　（検食・検便の実施、食品の検収、飲用水の検査、調理温度、調理時間管理、

　　　　　　　　　厨房設備・調理器具の衛生的な取扱い、保存食の保管　等）

（参考）自己点検・自己評価について

　法人の自己点検については、「社会福祉法人運営自己点検・自己評価表（指導監査ガイドライン

準拠）」を、施設の自己点検については、「社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」を参考に

自己点検を行ってください。学校法人立の幼保連携型認定こども園については、「（学校法人用）自己点検・自己評価表」を参考に自己点検を行ってください。